

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件(案)、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件(案)及び看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件(案)について(概要)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

1. 改正の趣旨

- 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(平成20年条約第2号)、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(平成20年条約第16号)及び看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文(平成24年外務省告示第164号)に基づき本邦に滞在しているインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人の介護福祉士候補者(以下「EPA介護福祉士候補者」という。)が就労する受入れ施設の要件として、介護福祉士の資格取得を目的とした就労の際には、介護施設における研修内容が「介護福祉士試験の受験」に配慮したものであることが求められている。
- 今般、令和6年度の介護福祉士国家試験より実技試験が廃止されることに伴い、EPA介護福祉士候補者の介護等に関する専門的技能の習得を担保するため、各候補者が就労する受入れ施設の要件として、介護福祉士の資格取得を目的とした就労の際には、介護施設における研修内容が「介護過程Ⅲ相当の専門的技術の習得」に配慮したものであることを新たに求めることとする。

2. 適用期日等

告示日：令和6年4月上旬(予定)

適用期日：令和6年4月上旬(予定)